



# 山形県公報

平成16年4月1日(木)

号 外 (35)

## 目 次

### 企業局関係

#### 規 程

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程.....	1
山形県公営企業固定資産管理規程の一部を改正する規程.....	2

## 企業局関係

### 規 程

#### 山形県企業管理規程第7号

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年4月1日

山形県企業管理者 細 野 武 司

#### 山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程

山形県公営企業財務規程(昭和53年4月県企業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

第135条第1項中「西暦による年を3で除して割り切れる当該年」を「西暦における偶数年」に改め、同条第3項第1号イ中「第27条の27第1項」を「第27条の29第1項」に、「経営事項審査の結果」を「総合評定値」に、「経営事項審査結果通知書」を「総合評定値通知書」に改め、同項第2号二中「経営事項審査結果通知書」を「総合評定値通知書」に改め、同条第7項各号を次のように改める。

- 西暦における偶数年の11月1日から翌年の1月31日までの間に第5項第1号の規定により書類の提出を行った者、西暦における奇数年の1月10日から同月25日までの間に同項第2号の規定により書類の提出を行った者及び西暦における奇数年の1月26日から2月10日までの間に同項第3号の規定により書類の提出を行った者 当該掲載された日の属する年の4月1日からその翌々年の3月31日まで
- 西暦における奇数年の11月1日から翌年の1月31日までの間に第5項第1号の規定により書類の提出を行った者、西暦における偶数年の1月10日から同月25日までの間に同項第2号の規定により書類の提出を行った者及び西暦における偶数年の1月26日から2月10日までの間に同項第3号の規定により書類の提出を行った者 当該掲載された日の属する年の4月1日からその翌年の3月31日まで
- 西暦における奇数年の8月1日から同月10日までの間に第5項第2号又は第3号の規定により書類の提出を行った者 当該掲載された日の属する年の10月1日からその翌々年の3月31日まで
- 西暦における偶数年の8月1日から同月10日までの間に第5項第2号又は第3号の規定により書類の提出を行った者 当該掲載された日の属する年の10月1日からその翌年の3月31日まで

別表第1固定資産の項の表中「

水	路	え	ん	堤	
		取	水	口	
		沈	砂	池	
		導	水	路	
		水		槽	
		水	圧	路	
		放	管	路	
		雑	水	路	
			工	事	
貯	水	池			
(又は調整池)					

を

えん堤  
雑工事

「		構 築 物	水路・えん堤	に、
			水路・取水口	
」			水路・導水路	
			水路・沈砂池	
」			水路・水槽	
			水路・水圧管路	
」			水路・放水路	
			水路・雑施設	
」			貯水池	
			(又は調整池)	
」			・えん堤	
」			貯水池	
			(又は調整池)	
」			・雑施設	

「		水 路	を
」		貯水池	
」		(又は調整池)	

「		構 築 物	に改める。
---	--	-------	-------

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の別表第1固定資産の項の規定は、平成16年度の予算から適用する。
- 平成16年度及び平成17年度において建設改良工事に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者に係る改正後の第135条第3項第1号イ及び第2号ニの規定の適用については、同項第1号イ中「写し」とあるのは、「写し又は公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律(平成15年法律第96号)第2条の規定による改正前の建設業法第27条の27第1項に規定する経営事項審査の結果を記載した書面(以下「経営事項審査結果通知書」という。)の写し」と、同項第2号ニ中「写し」とあるのは「写し又は経営事項審査結果通知書の写し」とする。

山形県企業管理規程第8号

山形県公営企業固定資産管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年4月1日

山形県企業管理者 細 野 武 司

山形県公営企業固定資産管理規程の一部を改正する規程

山形県公営企業固定資産管理規程(昭和56年4月企業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第1号の表中

「	水 路	えん堤	えん体	体
」			えん体護岸	
」			可動せき	
」			排砂門扉	
」			予備動力装置	

取水口

導水路

沈砂池

水槽

角魚流舟洪ち取制排余表排余角ち融護開蓋ト水水排と余余制排排角ち溪護沈ト排余側排制余角ち護水サ余  
 落木ばつ水除水砂水取砂水落除雪岸きン路路水水水砂り流岸ン砂水砂水水水落り岸  
 し道路路路置口扉扉扉扉路路路し置置垣よよル橋管路い路扉扉扉扉し置備垣池ル路路路扉扉扉し置垣槽ク路  
 装門門門門装石ネ水門門門門装設石ネ水門門門門装石  
 タン  
 ンダム

を

<p>貯水池 (又は調整池)</p>	<p>水路管 放水路 雑工事 えん堤 雑工事</p>	<p>排水砂路 余水門扉 排水門扉 角落し ちり除装 護岸石置 水圧管 アンカーブロック 鉄管路 放水水路 放水門扉 護岸石垣 ブ角落し 土捨場護 土捨場水設 自記量水 砂防ダ えん えん体護 可動ぜ 制水門 予備動力装 角落し 魚流木 舟ばつ 洪水水 余水 渓流取水設 土捨場護 土捨場水設 自横断坑設</p>
<p>構築物</p>	<p>水路・えん堤  水路・取水口</p>	<p>えん体護 えん体護 可動ぜ 排水門 予備動力装 角落し 魚流木 舟ばつ 洪水水 ちり除装 取水門 扉</p>



水路・放水路

水路・雑施設

貯水池(又は調整池)・えん堤

貯水池(又は調整池)・雑施設

鉄管水路  
放水路  
放水門扉  
護岸石垣  
ブイ  
角落し  
土捨場  
土捨場護岸  
自記量水設備  
砂防ダム  
えん体  
えん体護岸  
可動ぜき  
制水門扉  
予備動力装置  
角落し  
魚道路  
流木道路  
舟ばつ路  
洪水路  
余水路  
溪流取水設備  
土捨場  
土捨場護岸  
自記量水設備  
横断坑設備

水路	えん堤	「水路(目)」の「えん堤(節)」の資産単位物品名に準ずる。
	取水口	「水路(目)」の「取水口(節)」の資産単位物品名に準ずる。
	導水路	「水路(目)」の「導水路(節)」の資産単位物品名に準ずる。
	沈砂池	「水路(目)」の「沈砂池(節)」の資産単位物品名に準ずる。
	水槽	「水路(目)」の「水槽(節)」の資産単位物品名に準ずる。
	水圧管路	「水路(目)」の「水圧管路(節)」の資産単位物品名に準ずる。
	放水路	「水路(目)」の「放水路(節)」の資産単位物品名に準ずる。
	雑工事	「水路(目)」の「雑工事(節)」の資産単位物品名に準ずる。
貯水池(又は調整池)	えん堤	「貯水池(又は調整池)(目)」の「えん堤(節)」の資産単位物品名に準ずる。
	雑工事	「貯水池(又は調整池)(目)」の「雑工事(節)」の資産単位物品名に準ずる。

を

「	構 築 物	水路・えん堤	「構築物(目)」の「水路・えん堤(節)」の資産単位物品名に準ずる。	に改める。
		水路・取水口	「構築物(目)」の「水路・取水口(節)」の資産単位物品名に準ずる。	
		水路・導水路	「構築物(目)」の「水路・導水路(節)」の資産単位物品名に準ずる。	
		水路・沈砂池	「構築物(目)」の「水路・沈砂池(節)」の資産単位物品名に準ずる。	
		水路・水槽	「構築物(目)」の「水路・水槽(節)」の資産単位物品名に準ずる。	
		水路・水圧管路	「構築物(目)」の「水路・水圧管路(節)」の資産単位物品名に準ずる。	
		水路・放水路	「構築物(目)」の「水路・放水路(節)」の資産単位物品名に準ずる。	
		水路・雑施設	「構築物(目)」の「水路・雑施設(節)」の資産単位物品名に準ずる。	
		貯水池(又は調整池)・えん堤	「構築物(目)」の「貯水池(又は調整池)・えん堤(節)」の資産単位物品名に準ずる。	
		貯水池(又は調整池)・雑施設	「構築物(目)」の「貯水池(又は調整池)・雑施設(節)」の資産単位物品名に準ずる。	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

平成16年4月1日印刷  
平成16年4月1日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056